

堺市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

堺市建築基準法施行細則（昭和44年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第6項中「に既に添付されている」を「又は中間検査申請書に既に添付され、かつ、その内容に変更がない」に改める。

第9条の4第2号中「法第6条第1項第4号に掲げる建築物」を「法第20条第1項第4号イに規定する基準に適合するものとして法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認を受けた木造の建築物又は建築物の部分」に、「同項又は法第6条の2第1項の規定による」を「当該」に改め、同号ア中「筋かい等の位置及び種類並びに通し柱の位置」を「耐力壁の位置及び種類」に改め、同号イ中「土台」を「基礎、土台」に、「及び」を「並びに」に改め、「方法」の次に「及び構成」を加え、同号ウ中「令第46条第4項の規定による必要壁量」を「必要壁量（必要壁量の算出根拠となる荷重及びその内訳を明示したものに限る。）」に改め、「計算書」の次に「並びに柱頭及び柱脚の引張力及び引張耐力を明示した計算書」を加え、同条第3号中「がある」を削る。

様式第28号中「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に、「ハ」を「ウ」に、「ニ」を「エ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第9条の4第2号の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えについて適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、なお従前の例による。
- 3 建築基準法施行令第46条第4項表1(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第447号）附則第4条第2項又は枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第964号）附則第3条の規定を適用する木造の建築物又は建築物の部分に対するこの規則による改正後の第9条の4第2号ウの規定の適用については、同号ウ中「必要壁量（必要壁量の算出根拠となる荷重及びその内訳を明示したものに限る。）」とあるのは、「必要壁量」とする。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市建築基準法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則によ

る改正後の堺市建築基準法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。